

平成19年12月20日  
経済産業省  
北海道経済産業局

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者2社に対する 業務停止命令について

経済産業省は、電話勧誘販売業者である有限会社教育情報社（東京都）、株式会社I・N・E（北海道札幌市）に対し、特定商取引法の違反を認定し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、有限会社教育情報社及び株式会社I・N・Eに対して、本年12月20日から平成20年6月19日までの6か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込み、契約締結）を停止するよう命じました。

認定した2社の違反行為は、不実告知、勧誘目的等不明示、再勧誘の禁止、威迫・困惑( )、迷惑勧誘です。

( )「威迫・困惑」は有限会社教育情報社のみ

- 1．有限会社教育情報社（以下「教育情報社」という。）と株式会社I・N・E（以下「I・N・E」という。）は、主に行政書士講座等の教材の電話勧誘販売を行っていました。2社は、過去に内職等の契約をした個人の名簿等を使用し、消費者の自宅等に電話をかけ、消費者が過去に締結した契約金の返金が可能で、その返金を受けるためには、新たに教材を購入する必要があり、資格試験に4回落ち続ければ、新たに購入した教材費用と合わせて返金するなど告げて、虚偽の説明を行い、勧誘を行っていました。
- 2．また、2社は、消費者に対し、電話での勧誘に先立って、その電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであること、及び、商品の種類等について告げていませんでした。
- 3．また、2社は、売買契約を締結しない意思を表示した消費者に対し、さらに、その電話で勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘をしているほか、何度も又は長時間にわたり執拗に勧誘を続けるなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていました。

4 . さらに、教育情報社は、売買契約を締結させるため、消費者を威迫して困惑させていました。

5 . 教育情報社とI・N・Eは別会社ですが、教育情報社が自社の教材販売業務を中断した後に、教育情報社に在籍していた者が、新たに設立されたI・N・Eに移り、教育情報社と同様の違法な資格教材に関する電話勧誘販売を行っていたものです。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

## 有限会社教育情報社に対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1)名称：有限会社教育情報社
- (2)代表者：代表取締役 高橋 章
- (3)所在地：札幌市中央区南12条西23丁目1番35号  
(登記上の所在地)東京都港区新橋二丁目10番7号
- (4)資本金：300万円
- (5)設立：平成14年8月19日  
(平成18年8月18日「有限会社ベアー」から商号変更)
- (6)取引形態：電話勧誘販売
- (7)取扱商品：教材(総合旅行管理者講座)  
教材(行政書士講座)  
(以下「本件商品」という。)
- (8)売上高：約4,000万円(平成18年12月~平成19年7月)
- (9)従業員：6名

### 2. 取引の概要

有限会社教育情報社は、本件商品の電話勧誘販売を行う際に、過去に内職等の契約をした個人の氏名等が記載された名簿等を使用して、消費者に対し、過去に契約した他の事業者との契約金の返金が可能であるかのように告げた上で、その返金を受けるためには、本件商品の購入が必要であり、資格試験に4回落ち続ければ、本件商品の購入代金と合わせて返金されるなどと虚偽の説明を行い、勧誘を行っていた。

また、同社は、その勧誘に先立って、消費者に対し、その電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。

また、同社は、売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘をしていたほか、何度も執拗に勧誘を続けるなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

さらに、同社は、消費者を告訴し、会社への名誉毀損で訴えるので裁判になるなどと告げて、消費者を威迫して困惑させていた。

### 3. 業務停止命令の内容と期間

#### (1)業務停止命令の内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約の締結について勧誘をすること。

売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結すること。

(2)業務停止命令の期間

平成19年12月20日から平成20年6月19日まで(6か月間)

4.業務停止命令の原因となる事実

(1)不実告知(特定商取引法第21条第1項)

顧客が売買契約の締結を必要とする事情に関する事項(同項第6号)

同社は、消費者に対し、「以前ポスティングの仕事をしていたと思うのですが、1年以内に収入がない場合、契約金の返金があるということをご存知だったでしょうか。」などと、過去に契約した他の事業者との契約金の返金が可能であるかのように告げた上で、「契約金の返金は現金では返すことが出来ません。それは、現金で返すと横流しになります。ですから、違う形で返金したいのです。さんに旅行業務取扱管理者試験の教材を買って貰い、資格試験に合格したら返金します。」と告げたり、「返金のためには、試験に必要なテキスト代498,700円をお支払い頂いて、不合格を4回してもらい、代理店契約返金49万円とテキスト代498,700円を返金します。この方法しか返金できない。現金での返金はできない。」などと告げていた。しかし、実際には、消費者が過去に締結した他の事業者との契約金の返金は存在せず、そのために新たな商品を購入し試験を受ける必要もなかった。

顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(同項第7号)

同社は、消費者に対し、「 から違約金が発生していますよ。手続きの依頼を受けています。」「旅行業の関係者を養成する専門学校ですが、旅行業に関する資格を取りませんか。」などと告げていた。しかし、違約金など存在せず、また、同社が学校等と関係した業務を行っている事実は認められず、それにより過去の契約金の返金が可能な多額の利益があるという事実もなかった。

(2)勧誘目的等不明示(特定商取引法第16条)

同社は、その勧誘に先立って、消費者に対し、その電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。

(3)再勧誘(特定商取引法第17条)

同社は、売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、さらに、その電話で勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘をしていた。

(4) 威迫・困惑（特定商取引法第21条第3項）

同社は、消費者に対し「違約金の請求が来て泣きついても知らねえからな。」などと告げ、また、消費者を告訴し、会社への名誉毀損で訴えるので裁判になるなどと告げて、消費者を威迫して困惑させていた。

(5) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

同社は、何度も執拗に勧誘を続けるなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

## 5. 勧誘事例

### 【事例1】

（有）教育情報社の勧誘員Xは、平成18年12月、以前ポスティングの契約をしたことがある消費者Aの自宅に電話をかけ、「教育情報社エージェントサポートのXと申します。」「以前ポスティングの仕事をしていたと思うのですが、1年以内に収入がない場合、契約金の返金があるということをご存知だったでしょうか。」「今後、代理店契約を継続するか、ご縁がなかったということで、名簿から消すかどうしますか。消す場合は、代理店からの返金があるので、その返金を受け取らないと消すことはできません。」と告げた。Aは、話の内容に不審を感じ「何が言いたいのでしょうか。」と聞き返すと、Xは「返金のためには、試験に必要なテキスト代498,700円をお支払い頂いて、不合格を4回してもらい、代理店契約返金49万円とテキスト代498,700円を返金します。この方法しか返金できない。現金での返金にはできない。」「支払ったお金はちゃんと返ってくるのですよ、保証書も付くし。」と告げたが、Aが「やっぱりいいです。」と断ると、Xは「返金分の49万円が宙に浮いた状態なので、あくまでも返金のご案内だ」と告げたので、Aは「じゃ書類送って下さい。どうするかはそれを見て判断します。」と言って電話を切った。その後、Xから「書類は見えていただけましたか？」と電話がきたが、Aは「見ましたが内容がおかしいため返金はしなくていいのでやりません。」と断った。するとXが「どこがおかしいのですか。この間の電話できちんと説明したでしょ。」とあまりにも執拗に言ってくるので、Aが「この電話は録音してあります。」と言うと、Xは声を荒げ「じゃわかりました。書類は会社のものなので配達記録で返して下さい。あと、X個人であなたを告訴します。会社のこと、自分への散々の侮辱で私は傷つき名誉毀損で訴えます。この電話は録音しておりますのでいまさら駄目ですよ。」「裁判になりますよ。わかりましたか。」「会社に迷惑をかけているとは思わないんです

か。」と怒り電話を切った。AはXから告訴したり名誉毀損で訴えると脅され怖くなり毎日不安を感じていた。

### 【事例2】

(有)教育情報社の勧誘員Yは、平成18年12月、ちらし配りの代理店契約をしたことがある消費者Bの自宅に電話をかけ、「Bさんは、数年前にちらし配りの仕事の契約をしていましたね。当時契約したお金を取り戻せるんですよ。」「お金が戻ってくるのを知っていますか。」「ほとんどの人が返金の手続きをしていますよ。」「あと手続きをしていないのは数人だけですよ。」「当時の契約金の返金を受けるためには、旅行業務取扱主任の試験を受けなければなりません。」と告げた。Bが「その試験を受けるつもりはないです。」と断ると、Yは「その試験に受かる必要はないです。」「旅行業務取扱主任の資格取得の書籍が届きますので、それにはお金がかかります。だけど、そのお金は戻ります。」と告げたが、Bは曖昧な返事をして電話を切った。その後YからBの携帯電話に電話がくるようになり、「これはやらないとならないものです。」「これはやらなければだめだ。」「書類を送る。」と契約を迫り、何度も勧誘の電話がしつこくかかってくるようになり、Bはずっと不安な気持ちでいた。その後、書類が自宅に届きYから電話がきたので、Bは契約の意思もないと申込みを断ったが、Yが「クーリング・オフは出来ない、無効だ。」「日にちを過ぎてしまったから駄目だ。」「これは契約してちゃんとやって。」「届く書類は開けないとだめ。」と語気荒く告げたので、Bは恐ろしくなって消費生活センターに相談したところ、同センターから書類を同社に返送するように言われたので、書類を開けずにそのまま同社に送り返した。

### 【事例3】

(有)教育情報社の勧誘員Zは、平成19年6月、パソコン講座を受けたことがある消費者Cの自宅に電話をかけ、「以前パソコンの仕事の契約をされて、仕事ができなくて、収入のなかった人に教材費を返しています。」と告げた。Cが「お宅はなんていうんですか。」と聞くと、Zが「教育情報社のZと申します。教材を作って に納めていた会社です。」「受け取ってもらわないと困ります、あなたのお金ですから。」と告げたので、Cは「お金は要りません。」と断った。Zは「返還金はすぐには返せません。それよりも総合旅行管理者の講座を受けて、試験を受けて合格したら教材費にプラスしてお祝い金を受け取れる方法があります。こちらは30万円プラスになりますよ。」「

「不合格返金制度というのもあります。」と告げたとえ、勧誘員Vに替わり、Vは「あなたのお金なので、受け取ってもらわないと困ります。」「総合旅行管理者の講座を受けていただかないと、お金を返せません。」「以前支払った50万とか、60万とかのお金が返るといいじゃないですか。」「に教材費で払ったお金がまるまる戻って、プラス不合格返金制度を使えば、今回教材を送りますけど、そのお金もプラスして入ります。」などと勧誘を迫ったがCは断った。その後VがCに電話をかけ、いきなり「何で電話に出ないんですか。」と強めの口調で告げたので、Cが「消費生活センターに相談している。」と言うと、Vは「仕事をしていないし、この総合旅行管理者講座を受けずに、不合格返金制度を利用しないから、から違約金が発生していますよ。手続きの依頼を受けています。」と告げたので、Cが「お宅と一切関わりを持ちたくありませんので、書類を送り返します。契約もしません。書類はどこに送り返したらよいですか。」ときっぱり断った。すると、Vは急に言葉遣いが荒くなり、「北海道のセンターに決まっているだろうが。」「違約金の請求が来て泣きついてもらえねえからな。」と脅し口調で告げた。Cは電話の間、脅迫されていると感じ、Vに会社名とVの名前を警察に通報すると言った。

#### 【事例4】

(有)教育情報社の勧誘員Wは、平成19年1月、化粧品などの代理店契約をしたことのある消費者Dの自宅に電話をかけ、「Dさん以前チラシ配りの内職をしていませんか。」「その時の契約金を返金する制度があるのをご存じでしたか。」「契約金の返金は、現金では返すことが出来ません。それは、現金で返すと横流しになります。ですから違う形で返金したいのです。Dさんに旅行業務取扱管理者試験の教材を買って貰い、資格試験に合格したら返金します。新たな資格をもっても損はないですよ。」と告げた。Dは、今更試験を受ける気力もなかったので、「資格は取りません。」と答えると、Wは「試験に落ちても返金します。合格した場合は、祝い金が貰え、不合格の場合も代理店の返金と教材代金も戻ってきます。」「返金手続きをするために資料を送る。」と何度も繰り返し告げたので、Dは不合格でも代理店の契約金も返金され、教材代金も戻るのであればと思い承諾した。数日後、WはDに電話をかけ「書類は届きましたか。」「現金では返金できないので資格試験の教材を購入し、合格したら祝い金がある。」「支払ったお金は戻ってきます。」「保証書」もあります。」「試験に合格したら、祝い金30万円に返金の49万円を合わせて支給します。」「試験を受けなくてもいいです。4回の不合格の資料を会社に出してもらおうと代理店契約返金49万円とテキスト代476,190円を返金します。」と告げ、Dに「教材契約申込書」に署名、印鑑を押

して送り返すよう何度も契約を迫った。しかし、Dは勧誘は教材の販売が目的であり、自分は資格を取る意思が全くないし、話がおかしいと思い「契約はしません。」と断り続けた。このような押し問答が50分くらい続き、段々Wの言葉が荒くなってきて不安を感じたので、Dは「夫に相談します。」と言って電話を切った。

## 株式会社 I・N・E に対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社 I・N・E
- (2) 代表者：代表取締役 長田 光平
- (3) 所在地：札幌市中央区南 8 条西 1 丁目 6 番 1 号  
(登記上の所在地) 札幌市中央区南十条西十丁目 1 番 2 0 号
- (4) 資本金：1 万円
- (5) 設立：平成 19 年 8 月 29 日
- (6) 取引形態：電話勧誘販売
- (7) 取扱商品： 教材（行政書士講座）  
教材（宅地建物取引主任者講座）  
(以下「本件商品」という。)
- (8) 従業員：3 名

### 2. 取引の概要

株式会社 I・N・E は、本件商品の電話勧誘販売を行う際に、過去に内職等の契約をした個人の氏名等が記載された名簿等を使用して、消費者に対し、過去に契約した他の事業者との契約金の返金が可能であるかのように告げた上で、その返金を受けるためには、本件商品の購入が必要であり、資格試験に 4 回落ち続ければ、本件商品の購入代金と合わせて返金されるなどと虚偽の説明を行い、勧誘を行っていた。

また、同社は、その勧誘に先立って、消費者に対し、その電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。また、勧誘を行うに際し、偽名を使用していた。

さらに、同社は、売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続け、長時間にわたり執拗に勧誘を続けるなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

### 3. 業務停止命令の内容と期間

#### (1) 業務停止命令の内容

特定商取引法第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- 売買契約の締結について勧誘をすること。
- 売買契約の申込みを受けること。
- 売買契約を締結すること。

#### (2) 業務停止命令の期間

平成 19 年 12 月 20 日から平成 20 年 6 月 19 日まで（6 か月間）

#### 4. 業務停止命令の原因となる事実

##### (1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

顧客が売買契約の締結を必要とする事情に関する事項（同項第6号）

同社は、消費者に対し、「          さんが過去に契約した36万8千円を当社が返金します。」、「いままでだまし取られたお金もちゃんとうちでお世話します。」などと、過去に契約した他の事業者との契約金の返金が可能であるかのように告げた上で、「とりあえず、うちの受講生になって下さい。」、「最初に受講生になるための金額は49万8千円です。」、「4回試験を受けて全てダメだった場合は、最初にかかった費用49万8千円はすべてお返しします。」などと告げていた。しかし、実際には消費者が過去に締結した他の事業者との契約金の返金は存在せず、そのために新たな商品を購入し試験を受ける必要もなかった。

顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（同項第7号）

同社は、消費者に対し、「I・N・Eはいろんな学校に、専門学校とか大学に教科書、教本を卸しているの、たくさんの数量が出ていくのでうんと利益が上がる。」などと告げていた。しかし、同社が学校等と関係した業務を行っている事実は認められず、それにより過去の契約金の返金が可能な多額の利益があるという事実もなかった。

##### (2) 勧誘目的等不明示（特定商取引法第16条）

同社は、その勧誘に先立って、消費者に対し、その電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。また、勧誘を行うに際し、偽名を使用していた。

##### (3) 再勧誘の禁止（特定商取引法第17条）

同社は、売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、さらに、その電話で勧誘を続けていた。

##### (4) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

同社は、長時間にわたり執拗に勧誘を続けるなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

## 5 . 勧誘事例

### 【事例 1】

(株) I・N・Eの勧誘員Xは、平成19年9月、消費者Aの携帯電話に電話をかけ、「株式会社I・N・EのXと申します。当社は、以前通信講座を受講されていた方が、悪徳業者といいますか、実際に講座は受けたけれども仕事に結びつかなかった、という方を対象に救済制度を設けています。」と告げた。Aが過去に契約した金額がだいたい36万8千円くらいだと伝えたところ、Xは「では、Aさんが過去に契約した36万8千円を当社が返金します。」と告げた上で、「過去の契約金の返金を受けるためには、条件があります。行政書士の資格を取っていただくために、当社から行政書士の資格取得の教材を購入していただきます。それで、過去の契約時のお金の返金はしますが、加えて、行政書士の試験に1回合格すればその教材費用も全額返ってきます。2回目、3回目で合格してもお金は返ってきませんが、4回続けて試験に落ちるか、その後試験に落ち続ければ、行政書士の資格取得の教材の費用も全額が返ってきます。」と告げた。Aは不審に思い、Xに返金分の金銭の出所について聞いたところ、Xは「行政書士の資格を取る生徒を資格関係の学校に当社が紹介することで、学校や協会の方から紹介料、手数料という形で、当社にお金が入るので、当社もそれで成り立っているのです。」と告げた。Aは一度電話を切ったが、後日、別の勧誘員YがAの携帯電話に電話をかけ、Xと同様の内容をしつこく告げたので、AはYに「もうちょっと考えさせてください。」と言ったところ、Yは「じゃあ、いつまでですか？」と期限を決めるようなことを迫り、さらにYは「個人の方ではあれですが、我々は企業としてやっていますから。過去の契約金の返金とかも、我々にとってはたいした額ではなくて、我々は何億という金額で動いてますからね。」、「だから、何回も言っているように、うちもボランティアでやっているわけではなくて、利益が出なければ成り立たないので、資格取得の学校に生徒さんを紹介することで、手数料が入りますし、これも、何十人とかいう単位ではなくて、かなり多くの単位で紹介しているんですよ。」と告げたり、「個人で考えると過去の契約金の返金はいくらも少ない額だと思いますが、会社全体としてみればそのくらいの金額はたいした額ではないんですよ。」などとAに告げた。

## 【事例 2】

(株) I・N・Eの勧誘員 Zは、平成19年9月、消費者 Bの自宅に電話をかけ、「Bさんいらっしゃいますか。」「以前資格を取るためにお勉強されていますよね。」などと告げた。Bが過去に行政書士とパソコン教材で合計100万円を超える契約をしていたことを伝えると、Zは「その時の払ったお金、そういった資格商法なんかでだまされた人達を助けたい。」「とりあえず、騙された人達に支援金を出して援助したい。」などと告げ、さらにZは「絶対、Bさん損はさせませんから。」「いままでだまし取られたお金もちゃんとうちでお世話します。」「うちで代わってお支払いします。」と告げた。Bが「そのお金はどこから出るんですか。」と言うと、Zは「I・N・Eはいろんな学校に、専門学校とか大学に教科書、教本を卸しているの、たくさんの数量が出ていくのでうんと利益が上がる。」「ものすごい利益がある。だからあなたに支払う100万、200万という金は、負担にはなりません。」と告げた上で、「支援金をお支払いするためには、まず、うちの受講生になっていただくことが条件になります。」「とりあえず、うちの受講生になって下さい。」などと告げて、新たに宅地建物取引主任者の資格教材の購入を勧めた。Zは購入費用について「最初に受講生になるための金額は49万8千円です。」「4回試験を受けて全てダメだった場合は、最初にかかった費用49万8千円はすべてお返しします。」「もし宅建を1回で合格したならば、その時30万円お支払いします。」と告げたが、Bは信じられないと思い「いまさら必要ありませんから。」と断った。しかし、Zは「それでも大丈夫だから、私達を信じて下さい。」「絶対に裏切りませんから。」などとしつこく告げたので、Bは「もう、結構ですので。」と言ったが、電話を切ってもらえず、仕方なく書類を送ってもらうことにした。電話は午後7時頃にかかり、電話を切ったときには2時間ほどが経過していた。